

# 駿台バドミントンクラブ規約書

## 第一章 名称及び事務所

( 名 称 )

第 1 条 このクラブは駿台バドミントンクラブという。以下本クラブという。

( 事 務 所 )

第 2 条 本クラブは東京都杉並区永福 1-9-1 和泉キャンパス  
明治大学体育館内バドミントン部に置き必要に応じ、支部を置くことができる。

## 第二章 目的・事業

( 目 的 )

第 3 条 本クラブの目的は次のとおりとする。  
① 会員の相互の交流親睦を図ること。  
② 明治大学体育会バドミントン部の発展に後援、指導を行うこと。  
③ 母校の発展に寄与すること。

( 事 業 )

第 4 条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
① 会員相互の交流及び親睦を図る事業。  
② 明治大学体育会バドミントン部への指導、育成、援助に関する事業  
③ その他、この会の目的を達成するために必要な事業。  
④ 事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第三章 組織・会員・退会

( 組 織 )

第 5 条 本クラブは次のものをもって組織し、会員とする。  
① 明治大学バドミントン部の卒業者。  
② 明治大学バドミントン部の部長経験者は特別会員となることができ  
る。ただし、議決権は持たない。

( 退 会 )

第 6 条 この会を退会するときは、次のいずれかによる。  
① 退会を申し出たとき。  
② この会の名誉をよごし、または、信用を失う様な行為により総会で  
除名を議決したとき。

## 第四章 機関

### ( 機 関 )

#### 第 7 条

本クラブには次の機関を設ける。

- ① 総会及び臨時総会。
- ② 役員会。
- ③ その他、必要に応じて専門委員会。

### ( 総 会 )

#### 第 8 条

総会における審議事項は次のとおりとする。

- ① 事業並び決算の報告及び承認。
- ② 事業計画及び予算案の承認。
- ③ 役員の変更。
- ④ 監督候補の選出と推薦。
- ⑤ 規約及び会費の改定。
- ⑥ 会員の資格に関する事項。
- ⑦ その他会務に重要と認める事項。

#### 第 9 条

- ① 総会は、毎年1回会長が招集し、必要に応じて臨時総会を招集する。
- ② 総会の議長は、会員より互選する。

### ( 役 員 会 )

#### 第 10 条

- ① 役員会は、役員で構成し、会長がこれを招集する。
- ② 役員会は、総会より議決した事項及び第4条に定めた事業の審議にあたる。
- ③ 役員会は、必要に応じて、監督に出席を求めることができる。

### ( 専 門 委 員 会 )

#### 第 11 条

専門委員会は、必要に応じて、役員会の議を経て、別にこれを定める。

### ( 監 督 )

#### 第 12 条

- ① 監督はコーチを指名し、現役部員の競技向上及び人間育成等の指導にあたる。
- ② 監督は必要に応じて役員会に出席して意見を述べるができる。

(会議の議決)

第 13 条

総会及び役員会における会議の議事は、出席した者の、過半数の同意を以って決し、可否同数の時は議長これを決する。

第五章 役員及び委員

(役員)

第 14 条

本クラブに次の役員、委員を置く。

|     |             |
|-----|-------------|
| 会 長 | 1 名         |
| 副会長 | 若干名         |
| 総 務 | 2 名以内       |
| 会 計 | 2 名以内       |
| 幹 事 | 若干名         |
| 監 査 | 2 名         |
| 委 員 | 卒業年度別に各 1 名 |

(役員の仕事)

第 15 条

- ① 会長は本クラブを代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- ③ 総務は、総会及び役員会の議事録を作成し、議決に基づき会務を処理する。
- ④ 会計は、この会の会計を処理し、年一回会計報告をする。
- ⑤ 監査は、この会の会計及び会務を監査する。
- ⑥ 幹事は、会長、副会長を補佐し、第 4 条に定められた事業の運営にあたる
- ⑦ 委員は、役員会の要請により、本クラブの同年度会員間の連絡にあたる。

(役員を選出)

第 16 条

- ① 本クラブの役員の任期は 2 年とし、再任はさまたげない。
- ② 補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ③ 会長は、役員会で推薦し、総会承認を得る。
- ④ 副会長は、会長が推薦し、総会の承認を得る。
- ⑤ 総務、会計は会長が指名し、総会の承認を得る。
- ⑥ 幹事は、会長が指名し、総会の承認を得る。
- ⑦ 監査は、役員会の互選により選び、総会の承認を得る。
- ⑧ 委員は、同年度の互選により選出する。

## 第六章 名誉会長 相談役

(名誉会長 相談役)

第 17 条 総会の議を経て、名誉会長 相談役をおくことができる。

## 第七章 財源・会費

(財源・会費)

- 第 18 条
- ① 本クラブの会員は、総会の定めるところにより、年会費を納入する。
  - ② 本クラブの運営は会員の年会費、臨時会費、寄付金その他の収入を以って当てる。
  - ③ 年会費、臨時会費については別に定める。

(付 則)

第 19 条 本クラブは、この規約の施行について必要な事項（細則）は、会長は役員会の議を経て別に定める。

- 第 20 条
- ① この規約は、昭和 47 年 4 月 1 日より施行する。
  - ② この規約は、昭和 60 年 6 月 24 日より一部改正。
  - ③ この規約の一部改正は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
  - ④ この規約の一部改正は、平成 13 年 6 月 9 日より施行する。
  - ⑤ この規約の一部改正は、平成 15 年 6 月 9 日より施行する。
  - ⑥ この規約の一部改正は、平成 22 年 6 月 26 日より施行する。
  - ⑦ この規約の一部改正（細則（会費）改正）は、平成 27 年 6 月 21 日。平成 28 年度より施行する。
  - ⑧ この規約の一部改正（細則（表彰規程イ）改正）は、平成 30 年 6 月 24 日。

# 細 則

## 会費及び慶弔 表彰規定

① 会 費は次の通りに定める。

年会費はOB「10,000円」、OG「7,000円」とする。

② 慶弔規定は次の通りに定める。

慶 事 祝電を送る

弔 事 会員 生花または、花輪をおくる。

会員家族（両親、配偶者、実子） 弔電を送る。

③ 表彰規程は次のとおりに定める。

ア 会員の中で、特に功労のあった者を役員会の議を得て、記念品を贈呈して表彰する。記念品の金額は 一人につき 10,000円以内とする。

ただし、② ③規程の対象者は**前年度会費納入者**に限る。

イ 競技活動において特に優秀な成績を収め、当クラブの名声を高めたOB・OG及び現役に対し予算の範囲内で記念品を贈呈して表彰する。なお、表彰対象となる大会は以下のとおりとする。

### 1 優秀賞

- ・オリンピック・パラリンピック大会、世界選手権大会の出場者
- ・ユニバーシアード大会、世界学生選手権大会、アジア競技大会の入賞者（第3位まで）
- ・全日本学生選手権大会の団体、個人優勝者

### 2 敢闘賞

- ・東日本学生選手権大会、関東学生選手権大会、関東大学リーグ戦の団体、個人優勝者